

## 地域再生基本方針の一部変更について

〔令和6年3月29日  
閣議決定案〕

地域再生法（平成17年法律第24号）第4条第6項の規定に基づき、地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

4の5)①イb.iii)中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

4の5)①ロg.中「進ちよく」を「進捗」に改める。

4の5)①ニを削る。

別表を別紙のように改める。

### 附 則

この基本方針の変更は、閣議決定の日から施行する。ただし、4の5)①イb.iii)の改正規定は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和5年法律第34号）の施行の日から施行する。